**平成２３年（フ）第１５６５号**
愛知県尾張旭市西山町１丁目６番地４　グランドハイツ西山２－Ｃ
破産者　あおい工務店こと　槇原　明彦
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１５６６号**
名古屋市昭和区滝川町26番地の１　杁中スカイタウンＢ棟205号
破産者　廣江　　晃
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４１１号**
山口県岩国市保津町２丁目12番13号、開始決定時の住所広島県大竹市玖波４丁目８番６号センリ弐番館101号室
破産者　高原　正英
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４９８号**
広島県安芸郡府中町山田２丁目17番31号　クレセント長尾Ａ202
破産者　上岡　純司
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３０号**
北海道旭川市２条通13丁目2038番地の１　エーコー２条ビル605号室
破産者　武田　　進
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２０号**
北海道帯広市西５条南14丁目５番地　ＮＣウイング５―803号
破産者　近藤　正義
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２３年（フ）第８号**
青森県つがる市木造丸山竹鼻84番地５
破産者　須藤　信秋
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
秋田市土崎港南２丁目２番37号　アイユウパレスＫ８―205、前住所秋田市牛島東７丁目13番14号
破産者　小野　洋志
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２４４号**
秋田市泉南２丁目10番７号
破産者　武藤　隆理
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２５３号**
秋田市大町６丁目３番22号―902
破産者　石崎　　亨
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２５４号**
秋田市大町６丁目３番22号―902
破産者　石崎　　晶
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３６号**
福島県東白川郡矢祭町大字東舘字山野井100番地
破産者　落合　英子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２３年（フ）第３３号**
千葉県東金市田間1011番地１　ハニーハイツ305
破産者　野村里津子（旧姓宮崎）
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１０７１号**
横浜市港南区港南台２丁目１番６―1008号
破産者　勝原　英機
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６１１号**
横浜市戸塚区汲沢１丁目22番19―107号
破産者　菊地　隆志
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９１６号**
横浜市保土ケ谷区上菅田町1515番地　笹山団地９棟402号
破産者　高野　利恵
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４０号**
富山県射水市本江三箇88番地
破産者　西岡　忠男
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第２２７号**
富山県高岡市岩坪851番地
破産者　エトゥータこと　池田　裕之
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２２年（フ）第２２８号**
兵庫県姫路市安田４丁目32－８　アークＹＳ603号、住民票上の住所京都市東山区泉涌寺山内町１番地43、申立時の住所富山県南砺市苗島3321－１
破産者　**瀧**口　**龍**一
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部